

市第 40 号議案 横浜市市税条例等の一部改正

平成 28 年度の地方税法等の改正に伴い、横浜市市税条例等を改正します。

税目・改正項目	改正案の内容																		
<p>固定資産税</p> <p>課税標準の特例措置に係る課税割合の設定</p> <p>【わがまち特例】 課税標準の特例措置等について、従来、国が一律に定めていた課税割合を地方自治体が自主的に判断して、条例で決定できるようにする仕組み</p>	<p>○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税割合の設定[市税条例附則第9条]</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、わがまち特例の対象とされました。これに伴い、次のとおり課税割合を設定します。</p> <table border="1" data-bbox="448 763 1449 1155"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象資産 (償却資産)</th> <th colspan="3">課税割合</th> <th rowspan="2">課税割合を 設定した理由</th> </tr> <tr> <th>従前</th> <th>地方税法</th> <th>本市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備</td> <td>太陽光発電設備 風力発電設備</td> <td rowspan="2">2/3</td> <td>【参酌基準】 2/3 【範囲】 1/2～5/6</td> <td>1/2</td> <td rowspan="2">本市は、再生可能エネルギー導入検討報告制度や地球温暖化対策計画書制度に基づき、事業者による再生可能エネルギーの積極的な導入を求めています。そのため、地方税法上の最低限の課税割合を設定することにより、事業者による計画的な取組を促進するため。</td> </tr> <tr> <td>水力発電設備 地熱発電設備 バイオマス発電設備</td> <td>【参酌基準】 1/2 【範囲】 1/3～2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>【期間】平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに新たに取得した設備</p> <p>【適用】固定資産税が課されることとなった年度から3年度分</p>	対象資産 (償却資産)		課税割合			課税割合を 設定した理由	従前	地方税法	本市	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備	太陽光発電設備 風力発電設備	2/3	【参酌基準】 2/3 【範囲】 1/2～5/6	1/2	本市は、再生可能エネルギー導入検討報告制度や地球温暖化対策計画書制度に基づき、事業者による再生可能エネルギーの積極的な導入を求めています。そのため、地方税法上の最低限の課税割合を設定することにより、事業者による計画的な取組を促進するため。	水力発電設備 地熱発電設備 バイオマス発電設備	【参酌基準】 1/2 【範囲】 1/3～2/3	1/3
対象資産 (償却資産)				課税割合				課税割合を 設定した理由											
		従前	地方税法	本市															
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備	太陽光発電設備 風力発電設備	2/3	【参酌基準】 2/3 【範囲】 1/2～5/6	1/2	本市は、再生可能エネルギー導入検討報告制度や地球温暖化対策計画書制度に基づき、事業者による再生可能エネルギーの積極的な導入を求めています。そのため、地方税法上の最低限の課税割合を設定することにより、事業者による計画的な取組を促進するため。														
	水力発電設備 地熱発電設備 バイオマス発電設備		【参酌基準】 1/2 【範囲】 1/3～2/3	1/3															
<p>都市計画税</p> <p>減額措置の延長</p>	<p>○ 耐震基準適合住宅に対する減額措置の延長[市税条例附則第 13 条の7]</p> <p>地方税法による耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額措置に加え、本市独自に導入している都市計画税の減額措置について、固定資産税の減額措置が2年3か月延長されたことを受けて、同様に延長します。</p> <table border="1" data-bbox="480 1491 1426 1610"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>減額内容</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震改修工事が行われた住宅</td> <td>都市計画税を1/2減額</td> <td>耐震改修工事が完了した日の属する年の翌年度分</td> </tr> </tbody> </table> <p>【期間】平成 28 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに耐震改修工事が行われたもの</p> <p>○ 熱損失防止改修住宅に対する減額措置の延長[市税条例附則第 13 条の8]</p> <p>地方税法による熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額措置に加え、本市独自に導入している都市計画税の減額措置について、固定資産税の減額措置が2年延長されたことを受けて、同様に延長します。</p> <table border="1" data-bbox="472 1895 1434 2013"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>減額内容</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱損失防止改修工事が行われた住宅</td> <td>都市計画税を1/3減額</td> <td>熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年度分</td> </tr> </tbody> </table> <p>【期間】平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに熱損失防止改修工事が行われたもの</p>	対 象	減額内容	適 用	耐震改修工事が行われた住宅	都市計画税を1/2減額	耐震改修工事が完了した日の属する年の翌年度分	対 象	減額内容	適 用	熱損失防止改修工事が行われた住宅	都市計画税を1/3減額	熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年度分						
対 象	減額内容	適 用																	
耐震改修工事が行われた住宅	都市計画税を1/2減額	耐震改修工事が完了した日の属する年の翌年度分																	
対 象	減額内容	適 用																	
熱損失防止改修工事が行われた住宅	都市計画税を1/3減額	熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年度分																	

税目・改正項目	改正案の内容
その他	<p>○ 軽自動車税の四輪車等のグリーン化特例(軽課)の延長 [市税条例附則第 17 条]</p> <p>平成 27 年度に導入された、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものに対して税率を軽減する特例措置(いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例(軽課)」)について、期間を1年延長します。</p> <p>【対象】平成 28 年度中に新規取得した3輪及び4輪の軽自動車で一定の基準(燃費性能等)を満たすもの 【適用】平成 29 年度分</p> <p>○ その他、条文整備</p>

参 考

再生可能エネルギー発電設備に係る課税割合の設定について

○本市の施策の状況

横浜市地球温暖化対策実行計画(平成 26 年 3 月改定)では、温室効果ガス削減目標として、2020 年度までに 16%削減、2030 年度までに 24%削減、2050 年度までに 80%削減(いずれも 2005 年度比)を掲げており、中長期的に、横浜市域から排出される温室効果ガスを大幅に削減する必要があります。

また、この目標達成には、大都市横浜の特性を踏まえ、太陽エネルギーを中心とした様々な再生可能エネルギーの利用を拡大するため、従来の枠組みを超えた取組を導入していくことが必要です。

さらに、横断的緩和策として「再生可能エネルギー普及」を掲げ、3つの対策の方向性「①太陽光発電・太陽熱利用設備の普及」「②その他再生エネルギー等の普及」「③再生可能エネルギー設備導入に向けた制度の段階的拡充」を定めています。

○本市が課税割合を最低限にする理由

- ・環境未来都市・横浜は「エネルギー循環都市」を目指しており、その実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大が不可欠です。
- ・都市域としての本市の地域特性に鑑み、太陽光を活用することは重要ですが、エネルギーアクションプラン(横浜市地球温暖化対策実行計画のエネルギー施策を推進するための行動計画:平成 27 年 3 月策定)で掲げている太陽光発電設備の導入目標に対して普及が進んでいません。
- ・本市は、事業者へ再生可能エネルギーの積極的な導入を求めるため、再生可能エネルギー導入検討の報告や地球温暖化対策計画書の作成・公表などを義務付けています。そのため、地方税法上の最低限の課税割合を設定することにより、事業者による計画的な取組を促進する必要があります。

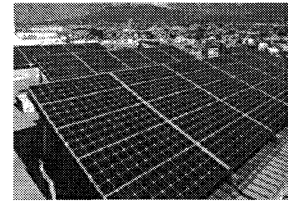
○再生可能エネルギーとは

再生可能エネルギーとは、法律（※）で「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

（※）エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

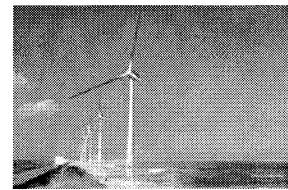
【太陽光発電設備】

- ・太陽光発電設備は、半導体の一種や色素を用いて太陽光を直接電気に変えるシステムです。
- ・基本的には設置する地域に制限がなく、一度設置すると発電などは自動的に行われ、機器のメンテナンスをほとんど必要としないため、導入しやすいシステムといえます。



【風力発電設備】

- ・風力発電設備は、風の力で風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こすシステムです。
- ・風力は、太陽光と同じく、自然界に無尽蔵に存在し、発電時に二酸化炭素や廃棄物を出さないクリーンエネルギーです。



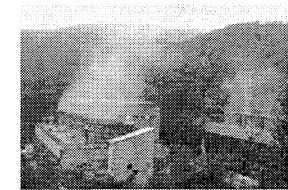
【水力発電設備】

- ・水力発電設備は、水の流れる力で水車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こすシステムです。
- ・古くから日本のエネルギー供給源として、重要な役割を果たしてきた水力発電は、太陽光発電や風力発電と同様、発電時に二酸化炭素等を排出しない、代表的なクリーンエネルギーです。



【地熱発電設備】

- ・地熱発電設備は、地中深くまで生産井と呼ばれる井戸を掘り、熱水や蒸気を汲み出して利用する発電設備で、天候に左右されることなく安定した電力供給が可能です。
- ・地下の地熱エネルギーを使うため、化石燃料のように枯渇する心配が無く、長期間にわたる供給が期待されます。



【バイオマス発電設備】

- ・バイオマスとは、生物資源（バイオ/bio）の量（マス/mass）をあらわし、エネルギー源として再利用できる動植物から生まれた資源です。
- ・光合成によりCO₂を吸収して成長するバイオマス資源を燃料とした発電は「京都議定書」における取扱い、CO₂を排出しないものとされています。

